

マドリッド協定議定書に基づく国際商標登録出願 (指定国官庁日本に対する手続)の留意点

令和6年1月

国際意匠・商標出願室



1. 手続方法

書類の提出方法

- ✓ 郵送又は窓口への持参
- ✓ 出願ソフトを利用したPDFによる提出（電子特殊申請）

書類の提出期限

- ✓ 発信主義（消印有効）
 - ※郵送又は信書便により提出する場合
 - ※発信日が不明の場合は到達日を提出日として取扱いますので、書留等の利用をお勧めします

2. 提出書類に共通する記載方法 (1)

【事件の表示】欄

- ✓ 出願時の指定の場合は国際登録番号を記載

(例)

【出願番号】 国際登録第〇〇〇〇〇〇〇〇号

- ✓ 事後指定の場合は事後指定日により案件を特定して記載

(例)

【出願番号】 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に事後指定が記録された
国際登録第〇〇〇〇〇〇〇号

2. 提出書類に共通する記載方法（2）

名義人に関する記載

✓ 名義人の【住所又は居所】 【氏名又は名称】は
国際登録簿に記録された文字と同一の文字で記載

※国際登録簿の記録はMadrid Monitor(下記URL) から確認可能

<https://www3.wipo.int/madrid/monitor/en/>

2. 提出書類に共通する記載方法（3）

手続者に関する記載

- ✓ 代理人の【住所又は居所】及び【氏名又は名称】を記載
- ✓ 代理人が法人の場合は【代表者】も記載
 - ※ 識別番号の記載による住所の記載の省略はできません
- ✓ 手続者の押印は不要

- 代理人の「住所又は居所」を変更する場合
 - ✓ 「代理人住所（居所）変更届」を提出
- 代理人の「氏名又は名称」を変更する場合
 - ✓ 「代理人氏名（名称）変更届」を提出

3. 代理人受任届

【書類名】 代理人受任届
(【提出日】 令和 年 月 日)
【あて先】 特許庁長官殿

【事件の表示】
【出願番号】 国際登録第1234567号

【手続きをした者】
【住所又は居所】 15 chemin des Coiombettes
1131 GENÈVE 10 Suisse
【氏名又は名称】 PASSIFLORE Société Anonyme

【受任した代理人】
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3
【氏名又は名称】 国際 太郎

【提出物件の目録】
【物件名】 代理権を証明する書面 1

包括委任状を援用する場合の記載方法

【提出物件の目録】
【包括委任状番号】 ○○○○○○○○

包括委任状番号が未通知の場合の記載方法

【提出物件の目録】
【物件名】 代理権を証明する書面 1
【援用の表示】 令和○年○月○○日提出の
包括委任状を援用する。

※この場合は「包括委任状提出書の写し」を
添付してください

4. 委任状

委任状

私は弁理士〇〇〇〇、同△△△△を代理人と定めて
下記事項を委任する。

1. 国際登録第1234567号に関する一切の件
2. 上記事件につき、復代理人を選任及び解任する件、
拒絶査定不服若しくは補正却下の決定に対する審
判を請求する件、並びに、放棄、取下げ若しくは
出願変更をする件
3. 上記各項に関し、行政不服審査法に基づく諸手続
を行う件、及び取下げをする件

〇年〇月〇日

住所 東京都千代田区霞が関3-4-3
4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku,
100-8915(JP)

名称 株式会社
 KABUSHIKI KAISYA

代表者 代表取締役社長 ■■■■

委任状の作成要領

- ✓ 委任事項は名義人と代理人により決定
※左記の委任事項は一例です
- ✓ 写しの提出も可能
- ✓ 名義人（自然人の場合）又は
代表権限のある者（法人の場合）の記名が必要
※記名は明瞭に記載されていれば、
手書き、タイプ印字を問いません
※押印／署名は不要です
- ✓ 外国語で作成した場合は翻訳文を添付

5. 手続補正書（指定商品・役務の補正）の提出期限（1）

商標法第68条の28（2020年4月1日施行）

国際登録日又は事後指定日が2020年3月31日までの場合

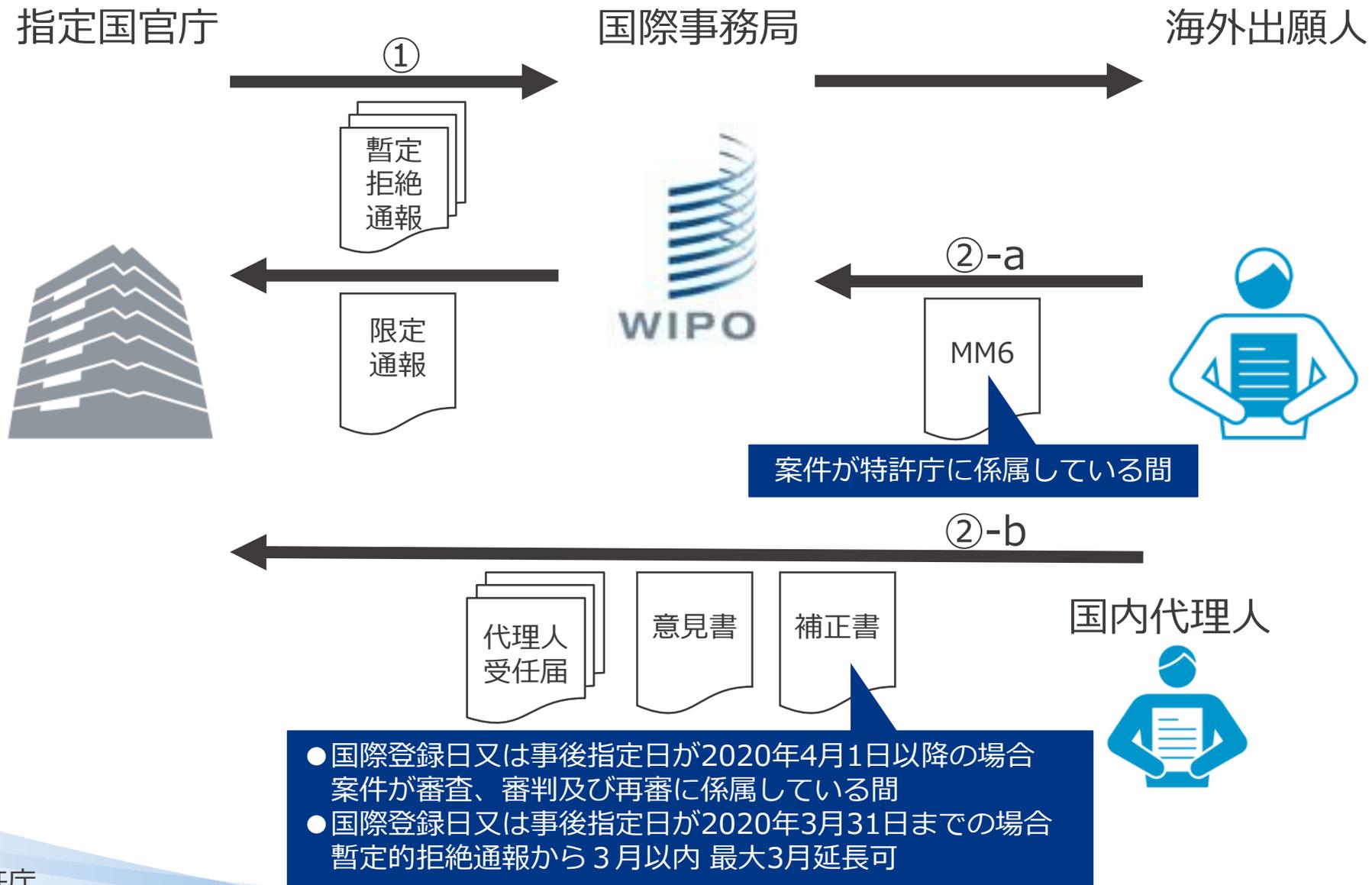
- ✓ 暫定的拒絶通報の発送日から3月（発信主義）
- ✓ 期間延長請求は応答期間内に1回（1月）及び応答期間経過後に1回（2月）の最長3月可能
- ✓ 案件が特許庁に係属している間は、上記期限に関わらず、
WIPO国際事務局にMM6を提出することにより指定商品・役務の補正が可能

※審査官通知（暫定的拒絶通報後に補正を出願人に促す通知）に対して、
手続補正書は提出できません。WIPO国際事務局にMM6を提出してください

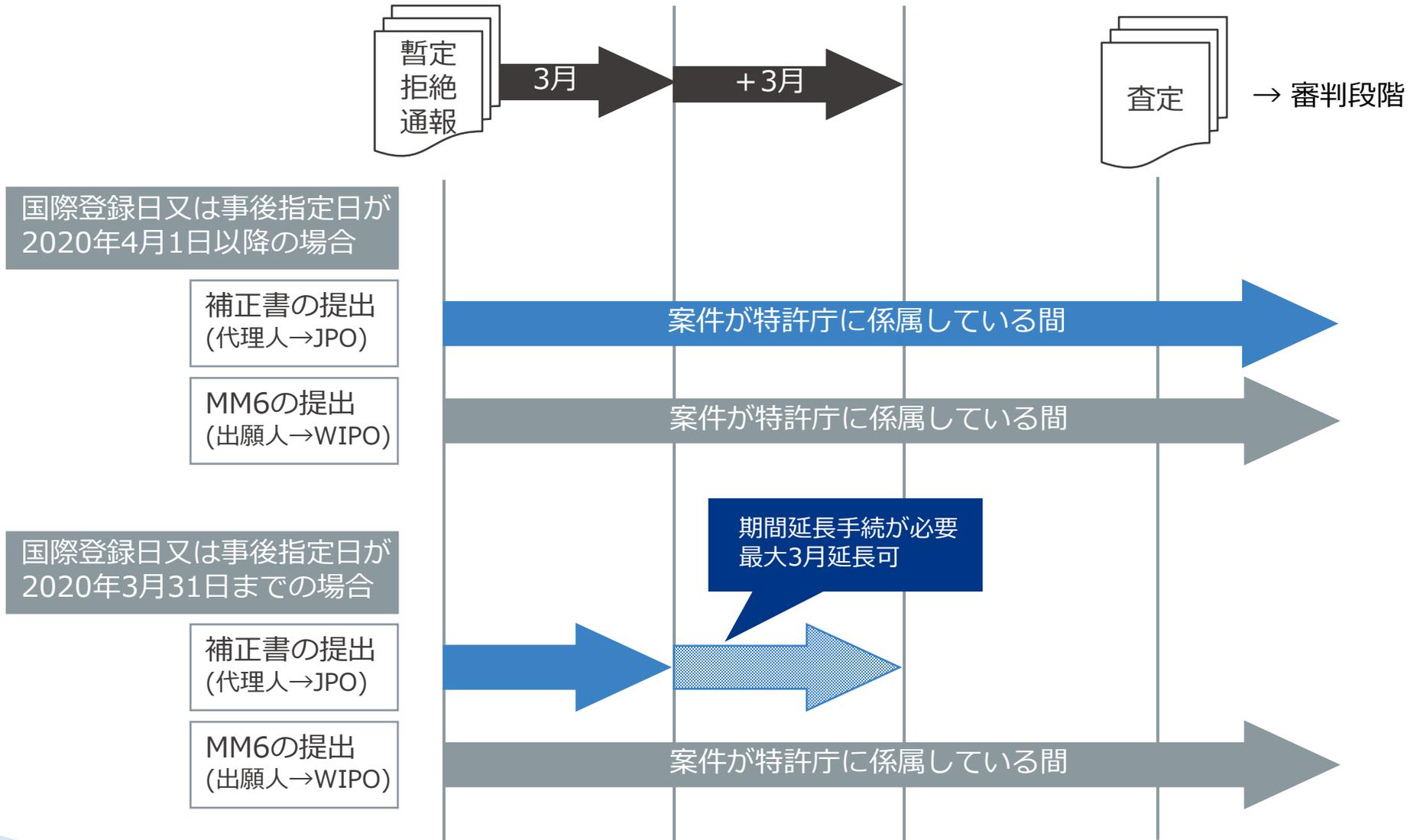
国際登録日又は事後指定日が2020年4月1日以降の場合

- ✓ 暫定的拒絶通報の発送日後、案件が審査、審判及び再審に係属している間は、手続補正書の提出が可能
- ✓ 従前どおり、案件が特許庁に係属している間は、
WIPO国際事務局にMM6を提出することによる指定商品・役務の補正も可能

5. 手続補正書（指定商品・役務の補正）の提出期限（2）



5. 手続補正書（指定商品・役務の補正）の提出期限（3）



6. 期間延長請求書

提出時期	延長期間	手数料
応答期間内	1か月	2,100円
応答期間経過後（※）	2か月	4,200円

（※）当初応答期間内の請求により1か月延長されたときは、当該延長後の応答期間の経過後

意見書の提出と期間延長請求に関する注意

2022年1月1日以降に発送された審査段階における暫定的拒絶通報に対して、当初の応答期間内又は応答期間内に延長請求した場合の延長された応答期間内に意見書を提出したときは、応答期間経過後の延長請求はできません

7. 手続補正書（指定商品・役務の補正）

【書類名】 手続補正書
（【提出日】 令和 年 月 日）
【あて先】 特許庁審査官殿

【事件の表示】
（略）

【補正をする者】
（略）

【代理人】
（略）

【手続補正 1】

【補正対象書類名】 商標登録願

【補正対象項目名】 第○類

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【第○類】

【指定商品（指定役務）】 ～; ～; ～.

【手続補正2】

【補正対象書類名】 商標登録願

【補正対象項目名】 第△類

【補正方法】 削除

指定商品役務を区分単位で補正する場合

- ✓ 左記の例に倣い、補正する区分を明示して記載
- ※記載のない区分は補正前の内容のまま残ります

区分全体を補正（全文補正）する場合

- ✓ 【補正対象項目名】の欄に「指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」と記載
- ✓ 【補正の内容】の欄には、補正をしない区分・指定商品（役務）を含め、補正後のすべての区分・指定商品（役務）を記載
※記載のない区分は削除扱いとなるため注意

（例）左記の補正内容を全文補正の形式で記載する場合
【手続補正 1】

【補正対象書類名】 商標登録願

【補正対象項目名】 指定商品又は指定役務
並びに商品及び役務の区分

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第○類】

【指定商品（指定役務）】 ～; ～; ～.

8. 登録査定の際の謄本の送達

商標法第68条の18の2、商標法施行規則第9条の6（2023年4月1日施行）

対象案件	登録査定の際の謄本の送達方法
<p>出願日が 2023年3月31日以前の 出願又は事後指定</p>	<p>出願人宛に郵送 ※国内代理人が選任されている場合は、 国内代理人宛に郵送</p>
<p>出願日が 2023年4月1日以降の 出願又は事後指定</p>	<p>WIPO国際事務局（IB）を經由して 保護認容声明に添付する形式により 出願人（又はIB代理人）宛に電子的に送付</p>

9. 個別手数料の納付

商標法第68条の30、商標法第68条の19第1項（2023年4月1日施行）

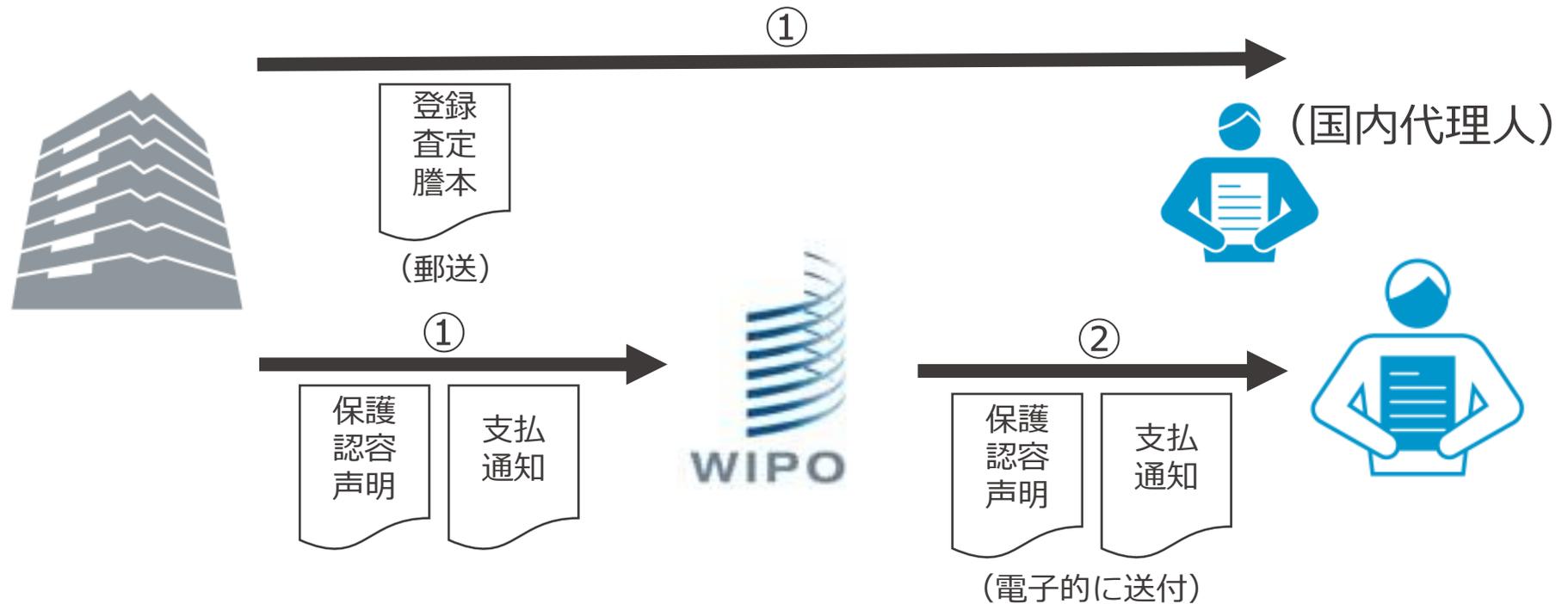
対象案件	個別手数料の納付方法
<u>出願日</u> が 2023年3月31日以前の 出願又は事後指定	二段階納付 ※登録査定後に第二段階部分 （登録料相当分）の納付が必要
<u>出願日</u> が 2023年4月1日以降の 出願又は事後指定	一括納付

10. 登録査定時の書類送付（1）

出願日が2023年3月31日以前の出願又は事後指定の場合

指定国官庁

海外出願人



10. 登録査定時の書類送付（2）

出願日が2023年4月1日以降の出願又は事後指定の場合

指定国官庁

海外出願人

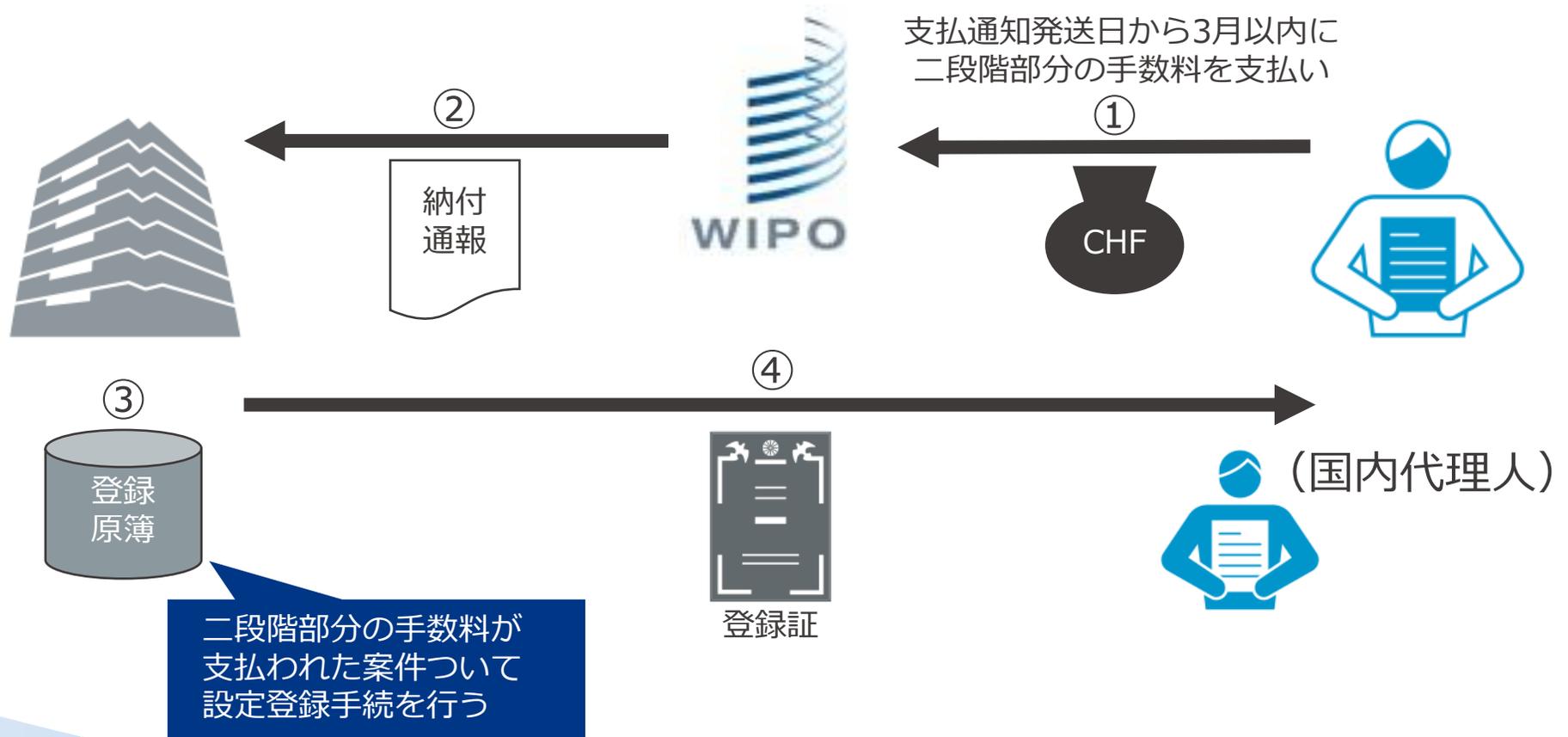


1 1. 個別手数料の支払と設定登録（1）

出願日が2023年3月31日以前の出願又は事後指定の場合

指定国官庁

海外出願人

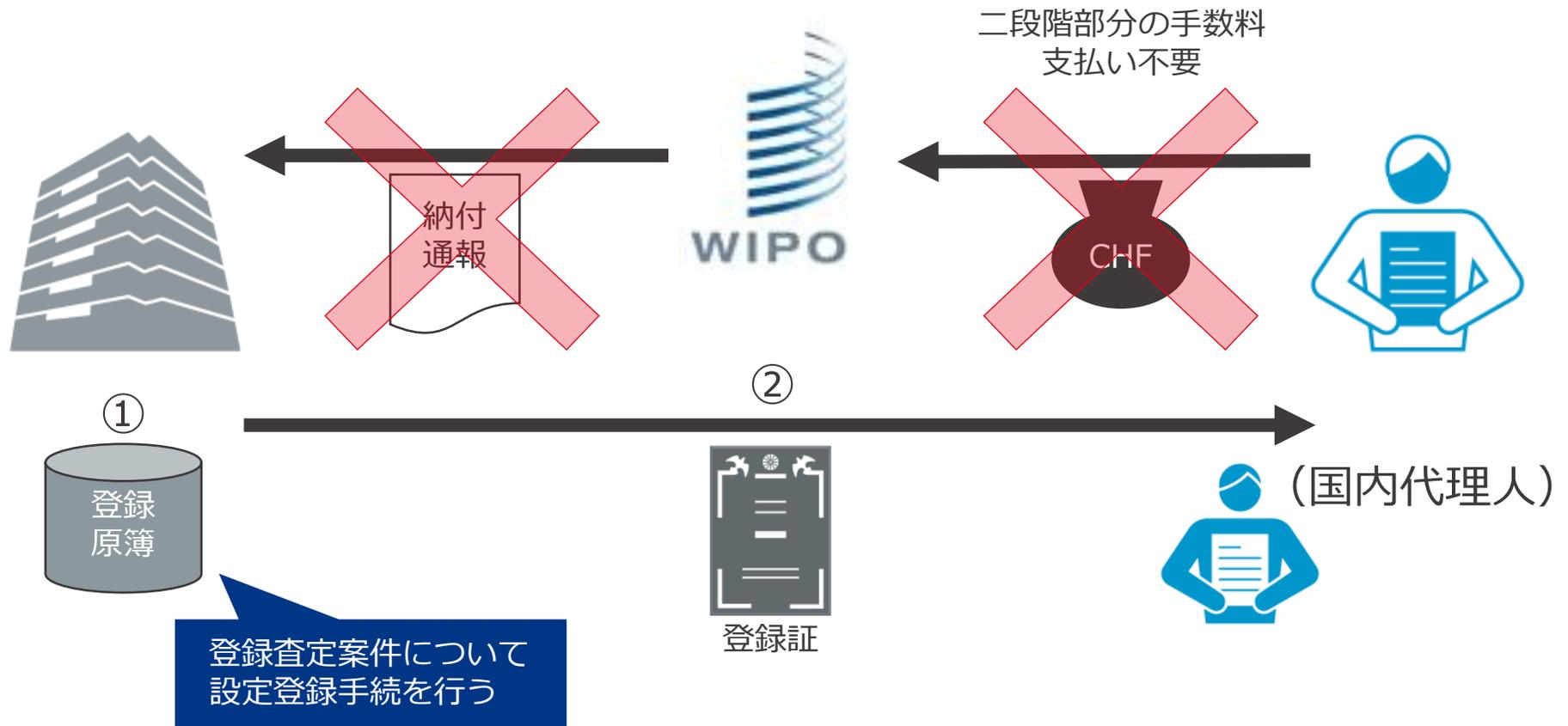


1 2. 個別手数料の支払と設定登録（2）

出願日が2023年4月1日以降の出願又は事後指定の場合

指定国官庁

海外出願人



お問い合わせ先

国際意匠・商標出願室

指定国官庁担当

電話：03-3581-1101 内線：2672

